

# 韓国知的財産ニュース 2020 年 10 月後期

(No. 425)

発行年月日：2020 年 11 月 5 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、10月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 特許法の一部改正法律（法律第 17536 号）
- 1-2 デザイン保護法の一部改正法律（法律第 17526 号）
- 1-3 発明振興法の一部改正法律（法律第 17527 号）
- 1-4 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律（法律第 17529 号）
- 1-5 商標法の一部改正法律（法律第 17531 号）
- 1-6 商標法施行規則の一部改正法律（案）立法予告（産業通商資源部公告第 2020-581 号）
- 1-7 デザイン保護法施行令の一部改正令（案）立法予告（産業通商資源部公告第 2020-606 号）
- 1-8 特許料等の徴収規則の一部改正令（案）立法予告（産業通商資源部公告第 2020-607 号）
- 1-9 商標・デザイン侵害に対する 3 倍賠償の導入など、知的財産保護法律の公布・施行

### 関係機関の動き

- 2-1 特許庁、発明・知的財産教育に参加する高校を募集する
- 2-2 特許庁、国民のアイデアに基づく企業のイノベーションを支援
- 2-3 米韓特許庁長、AI 政策における協力強化に合意
- 2-4 特許庁、「2020 年下半期知的財産スタートアップロードデー」を開始
- 2-5 江原道の持続可能な技術イノベーション、知的財産から見つける
- 2-6 オンラインで一堂に会する女性発明王 EXPO
- 2-7 商標・デザイン制度の五庁、新型コロナ危機に共同対応するための協力に合意
- 2-8 誰でも中小企業と共同研究をして特許出願すると手数料 50%減免

- 2-9 特許庁、「バイオ分野における特許審査実務ガイド」の説明会を開催
- 2-10 特許庁、「2020 女性発明王 EXP0」の授賞式を開催
- 2-11 特許庁、「知的財産取引の活性化対策」を発表

#### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 ソウル経済（2020年10月15日付、1面・3面）記事に関する説明資料
- 3-2 番組で紹介された独自のレシピも特許出願できる
- 3-3 横取り・模倣商標出願は登録不可、必ず看板を下ろす必要はない
- 3-4 「偽・造・商・品」のあいうえお作文イベントを実施！

#### デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 2020年の特許・商標出願、過去最高を更新中
- 4-2 韓国語の「氏名商標」出願が増加、商標登録の可能性も高い

#### その他一般

- 5-1 非対面サービスロボット関連の特許出願が急増

---

### 法律、制度関連

#### 1-1 特許法の一部改正法律（法律第17536号）

電子官報（2020.10.20.）

国会で成立した特許法の一部改正法律を公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2020年10月20日

法律第17536号

#### 特許法の一部改正法律

特許法の一部を次のように改正する。

第225条第2項の中で、「告訴がなければ」を「被害者の明示的な意思に反して」とする。

## 附 則

第1条（施行日）この法律は、公布した日から施行する。

第2条（公訴提起に関する適用例）第225条第2項の改正規定は、この法律施行後に犯した犯罪から適用する。

### 改正理由及び主要内容

現行法は、特許権又は専用実施権侵害罪について、7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処するが、被害者の告訴がなければ公訴を提起することができない親告罪と規定しているため、実効性のある手段になっていないという指摘が提起されている。

そこで、親告罪で規定された特許権又は専用実施権の侵害罪を被害者が起訴を望まないという意思を確実に表明した場合にのみ、起訴をしない反意思不罰罪に変更しようとするものである。

<法制処提供>

#### 1-2 デザイン保護法の一部改正法律（法律第 17526 号）

電子官報（2020. 10. 20.）

国会で成立したデザイン保護法の一部改正法律を公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2020年10月20日

法律第 17526 号

### デザイン保護法の一部改正法律

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第 53 条第 2 項のうち、「通常的」を「合理的」にする。

第 115 条第 4 項のうち、「通常的に」を「合理的に」にし、同条第 7 項及び第 8 項をそれぞれ次のように新設する。

- ⑦法院は、他人のデザイン権又は専用実施権を侵害した行為が、故意的なものであると認められる場合には、第 1 項から第 6 項までの規定に基づいて損害として認め

られた金額の3倍を超えない範囲で賠償額を定めることができる。

⑧第7項に基づき賠償額を判断する際には、次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 侵害行為した者の優越的な地位の有無
2. 故意又は損害発生のお慮を認識した程度
3. 侵害行為によりデザイン権者および専用実施権者が受ける被害規模
4. 侵害行為により侵害した者が得た経済的利益
5. 侵害行為の期間・回数等
6. 侵害行為による罰金
7. 侵害行為をした者の財産状況
8. 侵害行為をした者の被害に対する救済努力の程度

## 附 則

第1条(施行日)この法律は、公布した日から施行する。

第2条(デザイン権又は専用実施権の侵害訴訟に関する適用例)第115条第7項及び第8項の改正規定は、この法律施行後に発生した違反行為から適用する。

## 改正理由及び主要内容

知的財産権は、建物など不動産のような有体物とは異なり、形態のない無体財産権であるため、権利を侵害された際に、その価値を評価して適正な損害賠償を受けることが難しい。

デザイン権者が相当な投資と努力を通じて創作されたデザインを保護することは、創作の奨励を通じて消費者の利用便宜と産業の発展を図る事にその目的がある。

このように他人が創作したデザインを故意的に侵害して利益を得る行為は、创作者の創作意思を挫折させることであり、消費者の便宜低下はもちろんのこと、産業発展にも逆行する行為であるため、これを厳正に根絶する必要がある。

そこで、法院は他人のデザイン権又は専用実施権を侵害した行為が好意的であると認められる場合には、損害として認められた金額の3倍を超えない範囲で賠償額を賦課できるようにし、デザイン権者の効果的な権利救済を図るとともに、現在の補償金算定方

式の一つである通常的に受けることができる金額は市場の基準より低く算定され、適正な補償金が算定されていないという指摘があるため、それを合理的に受けることができる金額に基準を変更し、損害額を市場の現実に合わせて算定できるように改善しようとするものである。

<法制処提供>

### 1-3 発明振興法の一部改正法律（法律第 17527 号）

電子官報（2020.10.20.）

国会で成立した発明振興法の一部改正法律を公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2020年10月20日

法律第 17527 号

#### 発明振興法の一部改正法律

発明振興法の一部を次のように改正する。

第20条の6第1項のうち、「産業財産権及び『不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律』第2条第2号による営業秘密（以下「営業秘密」という。）」を「産業財産権」とする。

第40条の5第2項の後段のうち、「営業秘密」を『不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律』第2条第2号による営業秘密（以下「営業秘密」という。）とする。

#### 附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

#### 改正理由及び主要内容

「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号による営業秘密に関する実態調査をこの法律で運用してきたが、政策の一貫性及び国民の理解度向上等を考慮した際、営業秘密の実態調査に関する事項は、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」で運用することが望ましいため、この法律で関連規定を削除しようとするものである。

<法制処提供>

国会で成立した不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律を公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2020 年 10 月 20 日

法律第 17529 号

### 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の5とし、第2条の2から第2条の4をそれぞれ次のように新設し、第2条の5（従前の第2条の2）のうち、「研究・教育及び広報」を「研究・教育・広報等の基盤構築」とする。

第2条の2（基本計画の確立）①特許庁長は、不正競争防止及び営業秘密保護（以下「不正競争防止等」という。）のために、5年毎に関係中央行政機関の長と協議を経て、不正競争防止等に関する基本計画（以下、「基本計画」という。）を立てなければならない。

②基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。

1. 不正競争防止等のための基本目標及び推進方向
2. 以前の不正競争防止等に関する基本計画の分析評価
3. 不正競争防止等に関する国内外の与件の変化及び展望
4. 不正競争防止等に関する紛争状況及び対応
5. 不正競争防止等に関する制度及び法令の改善
6. 不正競争防止等に関する国家・地方自治団体及び民間の協力事項
7. 不正競争防止等に関する国際協力
8. その他不正競争防止等のために必要な事項

③特許庁長は、基本計画を立てるために必要であると認める場合には、関係中央行政機関の長に必要な資料の提出を要請することができる。この場合、資料提出の要請を受けた関係中央行政機関の長は、特別な事情がなければ、要求に従わなければならない。

④特許庁長は、基本計画に関係中央行政機関の長と特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事（以下「市・道知事」という。）に通知しなければならない。

い。

第2条の3（施行計画の確立等）①特許庁長は、基本計画を実践するための細部計画（以下「施行計画」という。）を毎年確立・施行しなければならない。

②特許庁長は、施行計画の確立・施行に関して必要な場合、国家機関、地方自治団体、「公共機関の運営に関する法律」による公共機関、その他の法律に基づいて設立された特殊法人等の関連機関の長に協力を要請することができる。

第2条の4（実態調査）①特許庁長は、基本計画及び施行計画の確立・施行のための基礎資料を確保するために、実態調査を毎年実施しなければならない。但し、必要と認める場合には、随時に実態調査を行うことができる。

②特許庁長は、関係中央行政機関の長と「技術の移転及び事業化促進に関する法律」による公共研究機関の長に第1項による実態調査に必要な資料の提出を要請することができる。この場合、資料提出の要請を受けた機関の長は、企業の経営・営業上秘密の保持等、大統領令で定める特別な事由がある場合を除いては、それに協力しなければならない。

③第1項による実態調査を行う場合、実態調査での具体的な資料作成の範囲等に関しては、大統領令で定める。

第7条第1項のうち、「特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事（以下「市・道知事」という。）」を「市・道知事」とし、同条第3項を第5項とし、同条に第3項、第4項及び第6項をそれぞれ次のように新設する。

③特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第1項による調査の進行中に調査対象者に対して調査対象と同一な事実で「発明振興法」第43条による紛争の調停（以下「紛争調停」という。）が係属中である事実を知った場合、両当事者の意思を考慮して、その調査を中止することができる。

④特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、紛争調停が成立した場合には、その調査を終結することができる。

⑥その他、不正競争行為等の調査手続き等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第8条の題目「(違反行為の是正勧告)」を「(違反行為の是正勧告等)」とし、同条の題目以外の部分を第1項とし、同条第1項（従前の題目以外の部分）のうち、「その行為の中止や標識の除去若しくは廃棄すること等、その是正」を「違反行為の中止、標識等の除去や修正、今後再発防止、その他の是正」とし、同条第2項及び第3項をそれぞれ次のように新設する。

②特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、違反行為をした者が第1項による是正勧告を履行しない際には、違反行為の内容及び是正勧告の事実等を公表することができる。

③第2項による公表の手続き及び方法等に必要な事項は、大統領令で定める。

第9条の「是正勧告」を「是正勧告及び公表」とする。

第14条の2第6項のうち、「営業秘密の侵害行為」を「第2条第1号ヌ目の行為及び営業秘密の侵害行為」に、「第11条」を「第5条又は第11」とする。

第17条第2項のうち「第2条の2」を「第2条の5」に、「研究・教育・広報」を「研究・教育・広報等の基盤構築」とし、同条第4項のうち、「第7条第3項」を「第7条第5項」とする。

## 附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（損害賠償に関する適用例） 第14条の2第1項の改正規定は、この法律の施行後、第2条第1号ヌ目に該当する行為が発生した場合から適用する。

## 改正理由

韓国における知的財産保護の水準は OECD 加盟国等に比べて不十分な状況であり、大企業による中小企業の技術奪取及び競争国への技術流出現象等が深刻化している。

第四次産業革命時代に備えるためには、国家競争力の中心的な要素である知的財産の保護を国レベルの課題として選定し、戦略的に対応する一方、違法行為の責任をより重くすることにより、市場の秩序を公正に維持する必要がある。

そこで不正競争行為及び営業秘密の侵害に関連する韓国国内の産業及び市場の正確な実態を把握して国レベルの中・長期基本計画を確立し、体系的に細部課題を推進できる法的基盤を設ける一方、アイデア奪取行為に対する懲罰的損害を導入し、違反行為に対する是正勧告の内容を公表させることで、公正な市場秩序に貢献しようとするものである。

## 主要内容

イ. 特許庁長は不正競争防止及び営業秘密保護のために、5年毎に、不正競争防止等に関する基本計画を確立するようにし、毎年の基本計画を実践するための細部計画を確立・施行するようにする（第2条の2及び第2条の3新設）。

ロ. 特許庁長は基本計画及び施行計画の確立・施行のための基礎資料を確保するために、実態調査を毎年実施するようにし、関係中央行政機関の長等の実態調査に必要な資料の提出を要請できるようにする（第2条の4新設）。

ハ. 不正競争防止及び営業秘密保護の事業範囲のうち、「研究・教育及び広報」を「研究・教育及び広報等の基盤構築」に拡張して定義する（第2条の5）。

二. 不正競争行為等に対する調査を実施する際に、「発明振興法」による紛争調停が係属中である場合、調査を中止することができるようにし、紛争調停が成立された場合、調査を終結できるようにする（第7条第3項及び第4項）。



ホ. 違反行為における是正勧告の類型を多様化し、是正勧告を履行しなかった場合、違反行為の内容及び是正勧告の事実等を公表することができるようにする（第8条及び第9条）。

ヘ. 事業提案、入札、公募等の取引交渉や取引過程において、経済的な価値を持つ他人の技術的又は営業上のアイデアが含まれている情報をその提供目的に違反して自分や第三者の営業上の利益のために不正に使用するか、又は他人に提供して使用させる行為が好意的であると認められる場合、懲罰的損害賠償を導入する（第14条の2第6項）。

<法制処提供>

## 1-5 商標法の一部改正法律（法律第17531号）

電子官報（2020.10.20.）

国会で成立した商標法の一部改正法律を公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2020年10月20日

法律第17531号

### 商標法の一部改正法律

商標法の一部を次のように改正する。

第110条第4項のうち、「通常」を「合理的に」にし、同条に第7項及び第8項を、それぞれ次のように新設する。

⑦法院は故意的に商標権者又は専用使用権者の登録商標と同一・類似な商標をその指定商品と同一・類似な商品に使用し、商標権又は専用使用権を侵害した者に対し、第109条にも関わらず、第1項から第6項までの規定により損害として認められた金額の3倍を超えない範囲で賠償額を定めることができる。

⑧第7項による賠償額を判断する際には次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 侵害行為により該当商標の識別力又は名声が損傷された程度
2. 故意又は損害発生の憂慮を認識した程度
3. 侵害行為により商標権者及び専用使用権者が受けた被害規模
4. 侵害行為により侵害した者が得た経済的利益
5. 侵害行為の期間・回数等
6. 侵害行為による罰金

7. 侵害行為をした者の財産状況
8. 侵害行為をした者の被害に対する救済努力の程度

第111条第1項の前段のうち、「5,000万ウォン」を「1億ウォン（故意的に侵害した場合には3億ウォン）」とする。

## 附 則

第1条（施行日）この法律は、公布した日から施行する。

第2条（商標権又は専用使用権の侵害訴訟に関する適用例）第110条第7項・第8項及び第111条の改正規定は、この法律施行後に発生した違反行為から適用する。

## 改正理由及び主要内容

知的財産権は、建物など不動産のような有体物とは異なり、形態のない無体財産権であるため、権利を侵害された際に、その価値を評価して適正な損害賠償を受けることが難しい。

商標権者が相当な投資と努力を通じて構築した信頼を強く保護することは、単に商標権者に限って利益になるものではなく、その商標を信頼して製品を購入した需要者にも利益になるものである。

このように商標は製品の出所を表す機能、広告宣伝機能及び製品の品質を保証する機能も同時に持っており、特に最近は、消費者の消費に対する見識が広がったことを受けて品質保証機能が大きく注目を集めている。

従って、需要者の製品選択権等の利益を保障するためには商標権者の商標と同一か、もしくは類似な商標を使用して消費者を混乱させる行為を根絶する必要がある。

そこで、法院は故意的に商標権者又は専用使用権者の登録商標と同一・類似な商標をその指定商品と同一・類似な商品に使用し、商標権又は専用実施権を侵害した者に損害として認められた金額の3倍を超えない範囲内で賠償額を決められるようにする。

また、2011年に導入された法定損害賠償の最高限度である5,000万ウォンを国内の商品取引市場の拡大、物価上昇要因等を考慮して1億ウォンへと引上げ、故意的に侵害した場合には最大3億ウォン以内で賠償を請求できるように制度を整備する。

一方、現在の損害額の選定方式の一つである通常的に受けられる金額が、市場の基準より低く算定されているため、適正な損害額の算定が行われれないという指摘があり、これを合理的に受けられる金額へと基準を変更し、損害額を市場の現実に即して算定できるように改善する。

<法制処提供>

## 産業通商資源部公告第 2020-581 号

商標法施行規則を改正するに当たり、国民に事前にお知らせ、それに対する意見を聞くために、その改正理由と主要内容を行政手続法第 41 条に基づき、次のとおり公告します。

2020 年 10 月 20 日

産業通商資源部長官

### 商標法施行規則の一部改正法律(案)立法予告

#### 1. 改正理由

商標行政に関連して、増加する積極的な行政に対する需要とデジタル時代への転換に伴う取引実情の変化を反映するためのものであり、立体・位置の商標出願、国際商標登録出願の補正等、現行制度の運営上で現れた一部の不備を改善・補完する一方、他法・国際規範との調和、書式統合等を通じて、出願人及び権利者の便宜を増進するためのものである。

#### 2. 主要内容

イ. 立体・位置商標の見本を構成する図面数量の範囲の拡大(案第 29 条)

立体・位置商標の見本を構成する図面の数を現行の「2 枚以上、5 枚以内」から「5 枚以内」に拡大して出願人の便宜を改善し、国際規範との調和を達成しようとするものである。

ロ. 商品の範囲及び商品名の例示の現行化(案第 28 条第 1 項別表)

NICE 協定に基づく国際商品分類の最新の改正事項を反映して、商取引の実情を反映して商品の範囲と商品名の例示を現行化して、出願人の便宜を向上するためのものである。

ハ. 国際出願及び国際商標登録出願の書式の改善(案別紙書式第 5 号、第 34 号及び第 36 号ないし第 38 号)

国際商標登録出願と国内商標登録出願の補正書を統合し、マドリッド議定書の共通規則の書式が改正されたため、それを反映して国際出願人及び外国人出願人の便宜を改善するためのものである。

ニ. 登録商標の表示方法を告示に委任(案第 100 条の 2)

デジタル時代への転換に伴って、新たに登場した多様な登録商標の表示方法を許容するため、登録商標の表示方法の具体的な方法を告示に委任するためのものである。

ホ. 証明書類における本人確認手続きの改善（案第 13 条）

委任状等、証明書類の本人確認が必要な場合、印鑑証明書の提出命令に代えて、特許顧客番号に登録された印鑑又は署名を確認できるようにする等、証明書類の本人確認手続きを改善しようとするものである。

へ. 公認認証書の廃止等、電子署名法の改正事項の反映（案第 3 条、第 20 条及び第 23 条）

公認認証書を廃止し、様々な電子署名手段の使用を活性化する電子署名法の全面改正（2021 年 6 月 10 日施行予定）に従い、関連内容を反映しようとするものである。

### 3. 意見提出

商標法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2020 年 11 月 30 日（月曜）までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じて、オンラインで意見を提出するか、又は次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：商標審査政策課長）に提出してください。一部改正令案の全文を読みたい方は、特許庁のウェブサイト（<http://www.kipo.go.kr> 冊子/統計→法令及び条約→立法予告）をご参照ください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否意見とその理由）

ロ. 姓名（法人、団体の場合は、その名称と代表者姓名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項

※送り先

特許庁商標審査政策課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1306 号  
（郵便番号：35208）

電話：(042) 481-5377、Fax：(042) 472-3468

電子メール：kje@korea.kr

1-7 デザイン保護法施行令の一部改正令（案）立法予告（産業通商資源部公告第 2020-606 号）

電子官報（2020.10.26.）

#### 産業通商資源部公告第 2020-606 号

デザイン保護法施行令を改正するに当たり、国民に事前にお知らせ、それに対する意見を聞くために、その改正理由と主要内容を行政手続法第 41 条に基づき、次のとおり公告します。

2020 年 10 月 26 日

産業通商資源部長官

## デザイン保護法施行令の一部改正令（案）立法予告

### 1. 改正理由

企業は、秘密デザインをデザイン経営戦略の一環として活用しているが、秘密デザインにおける物品の名称及び分類が公開事項になっており、製品開発の戦略が競合他社に露出されることで、製品開発の戦略を保護するために秘密デザイン登録公報の公開事項から「物品の名称及び物品類」を除外し、特許審判院における職制の全面改編（2020年7月14日）に基づく3人合議部体系を運用するために審判長の資格要件規定を設けようとするものである。

### 2. 主要内容

イ. 秘密デザインの非公開項目の拡大（案第10条第2項）

秘密デザイン登録公報の公開事項から「物品の名称及び物品類」を除く。

ロ. 特許審判院の審判長の資格要件に対する規定策定（案第8条第2項及び第3項）

審判長の資格を4級以上の公務員に規定して審判長職務を遂行する課長級の審判長を確保する。

### 3. 意見提出

デザイン保護法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2020年11月30日までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じて、オンラインで意見を提出するか、又は次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：デザイン審査政策課長）に提出してください。一部改正令案の全文を読みたい方は、特許庁のウェブサイト（<http://www.kipo.go.kr> 冊子/統計→法令及び条約→立法予告）をご参照ください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否意見とその理由）

ロ. 姓名（法人、団体の場合は、その名称と代表者姓名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項

#### ※送り先

特許庁デザイン審査政策課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1305 号（郵便番号：35208）

電話：(042) 481-8602、Fax：(042) 472-3468

電子メール：juris72@korea.kr

## 産業通商資源部公告第2020-607号

「特許料等の徴収規則」を改正するに当たり、その改正理由と主要内容を国民に事前にお知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり公告します。

2020年10月29日

産業通商資源部長官

### 特許料等の徴収規則の一部改正令（案）立法予告

#### 1. 改正理由

速やかな出願を支援するための臨時明細書制度を導入することにより、特許（実用新案登録）出願に関する出願料及び補正料を調整し、中小企業との共同研究による出願料等の減免範囲を拡大し、特許協力条約（PCT）による国際調査の際に発明の単一性の要件を満たさない請求範囲に対する追加手数料を調整する等、制度の運営上現れた不備を改善・補完するためのものである。

#### 2. 主要内容

- イ. 臨時明細書制度の導入による特許（実用新案登録）出願料及び補正料の調整
    - 1) 電子出願において臨時明細書をPDF等の商用ソフトウェアでファイルを作成し添付した特許（実用新案登録）出願の出願料調整（案§2①1・§3①1）
    - 2) 臨時明細書を補正する補正書を書面で提出する場合、受益者負担の原則の適用と業務非効率の防止に向けた補正料の調整（案§2①10・§3①8）
  - ロ. 中小企業の特許創出活動を支援するための手数料減免の拡大
    - 中小企業との共同研究の際に減免対象となる主体を公共研究機関等に拡大（現在は企業に限定）し、減免する手数料も設定登録料まで拡大（案§7②1）
  - ハ. PCT国際調査・予備審査に関連する制度の改善事項を反映
    - 1) 発明の単一性の要件を満たさない場合に賦課するPCT国際調査（予備審査）の追加手数料を国際調査料（予備審査料）の水準に調整（案§10①6及び6の2）
    - 2) PCT国際調査報告書の作成が始まってから、明細書・図面等の欠落・訂正部分が提出された場合に賦課する追加手数料を新設（案§10①6の3）
- 二. その他の制度の運用上現れた不備の改善

- 1) 災害、非常事態による緊急の場合、特許庁長の定めにより、特許手数料の減免政策を直ちに施行できる根拠規定を策定（案 § 13・ § 14）
- 2) 法令に使われた日本式用語の整備（別紙第 3 号書式の記載要領第 7 号ハ目）

### 3. 意見提出

本改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2020 年 12 月 8 日までに国民参与立法センター（<http://opinion.lawmaking.go.kr/>統合立法予告システム）を通じて、法令案を確認した上、意見を提出するか、又は次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：情報顧客政策課長）に提出してください。

- イ. 立法予告事項に対する賛成又は反対の意見（反対の際、理由明示）
- ロ. 姓名（法人、団体の場合は、その団体名と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

- 一般郵便：大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟  
特許庁情報顧客政策課（郵便番号：35208）
- 電子メール：hanao@korea.kr
- FAX：042-472-3460

### 4. その他の事項

改正案に対する詳しい事項は、特許庁の情報顧客政策課（電話：042-481-5716）にお問い合わせください。

1-9 商標・デザイン侵害に対する 3 倍賠償の導入など、知的財産保護法律の公布・施行

韓国特許庁（2020.10.20.）

商標法・デザイン保護法・特許法（2020 年 10 月 20 日施行）

◆商標・デザイン権侵害に対する 3 倍賠償制度の施行（2020 年 10 月 20 日）

<2020 年 10 月 20 日以降、違反した行為から適用>

- 商標・デザイン侵害：故意的侵害の際、損害額の最大 3 倍まで賠償
- 商標・デザイン：使用料（実施料）の算定基準を改正（「通常の」→「合理的」）
- 商標：法定損害賠償額の引き上げ（5,000 万ウォン→1 億ウォン、故意の際 3 億ウォン）

◆特許侵害犯罪が親告罪から反意思不罰罪（※）（被害者の告訴不要）に転換（2020年10月20日）

<2020年10月20日以降の犯罪から適用>

※特許侵害の刑事告訴期間（6ヵ月）の制限なしに、捜査機関が職権捜査して処罰可能

韓国特許庁は、商標・デザイン侵害に対し「3倍賠償」を導入する商標法、デザイン保護法などの知的財産保護法律が10月20日（火曜）に公布・施行されたと発表した。

主要内容として、商標法・デザイン保護法の一部改正法律は、故意に商標権やデザイン権を侵害した場合、損害として認められた金額の最大3倍まで賠償させる懲罰賠償制度の導入を骨子とする。

2018年に特許法と不正競争防止法に導入された特許・営業秘密の侵害に対する懲罰的損害賠償制度を商標とデザイン分野まで拡大するものである。

また、商標権とデザイン権が侵害される際に、ロイヤリティによる損害額算定基準を「通常的に受けることができる金額」から、「合理的に受けることができる金額」に改正された。従来の判例では、「通常的に受けることができる金額」を取引業界で一般的に認めるロイヤリティで判断するため、実際の損害額を算定するには不十分であるという指摘があった。なお、日本でも同様の理由で、「通常」という単語を削除した後、ロイヤリティの認定料率が上昇（※）した。

※1998年、日本の特許法改正によるロイヤリティ率：（改正前）3～4.2%→（改正後）7～10%

さらに、2011年商標法に導入された法定損害賠償制度の最高限度を5,000万ウォンから1億ウォン（故意的に侵害した場合には3億ウォン）に引き上げた。これは、制度を導入した以降、韓国国内での商品取引市場の拡大、物価上昇の要因などを考慮し、3倍賠償制度とともに商標権保護の実効性を高めるためのものである。

#### [法定損害賠償制度]

- ▶(概念)一般の損害賠償請求は、商標権者が侵害と損害額を証明しなければならないが、法定損害賠償は、侵害さえ立証できれば、法院が法定額以内で損害額を算定することができる制度であり、商標権者の立証責任を緩和する。
- ▶(必要性)懲罰賠償制度の導入とともに、損害賠償額の上限も一緒に引き上げ、商標権侵害に対する損害賠償額の適正化を図る。



被害者の告訴がなくても、特許権の侵害行為を処罰することができる特許法の一部改正法律案も公布された。特許権者の告訴があつてこそ、侵害捜査が可能な「親告罪」を特許権者の告訴がなくても職権捜査が可能な「反意思不罰罪」に改正し、特許権の保護を一層強化した。

今後、特許権者は、告訴期間（6 ヶ月）に限らず、刑事告訴をすることができるようになった。上記の改正事項は、2020 年 10 月 20 日に公布と同時に施行される。

※反意思不罰罪：権利者が侵害者の処罰を求めない場合、起訴不可

アイデア奪取行為による損害として認められた金額の最大 3 倍まで賠償させる懲罰賠償制度の導入、不正競争行為における是正勧告事実の公表などを骨子とする不正競争防止法の一部改正法律も公布された。10 月 20 日に公布された不正競争防止法の一部改正事項は、2021 年 4 月 21 日に施行される。

特許庁の産業財産保護協力局長は「今回の改正法施行により、懲罰賠償制度が商標、デザイン侵害まで適用されることになり、韓国の知的財産全般における保護水準がさらに上がることになった」とし、「また、侵害証拠の確保に限界がある特許訴訟制度を改善するために、韓国型ディスカバリー制度（証拠収集手続）の導入を進めており、今後、財界、業種別協会・団体、法曹界などからの意見を幅広く取り入れて立法を推進する計画である」と述べた。

## 関係機関の動き

### 2-1 特許庁、発明・知的財産教育に参加する高校を募集する

韓国特許庁（2020.10.19.）

職業系高校の発明・知的財産教育支援事業に 8 校を追加募集

韓国特許庁は、職業系高校の創造性を増進させ、知的財産の知識を向上するために、マイスター高校、特性化高校を対象にした、「職業系高校の発明・知的財産教育」に参加する学校を 10 月 19 日（月曜）から 11 月 20 日（金曜）まで募集する。

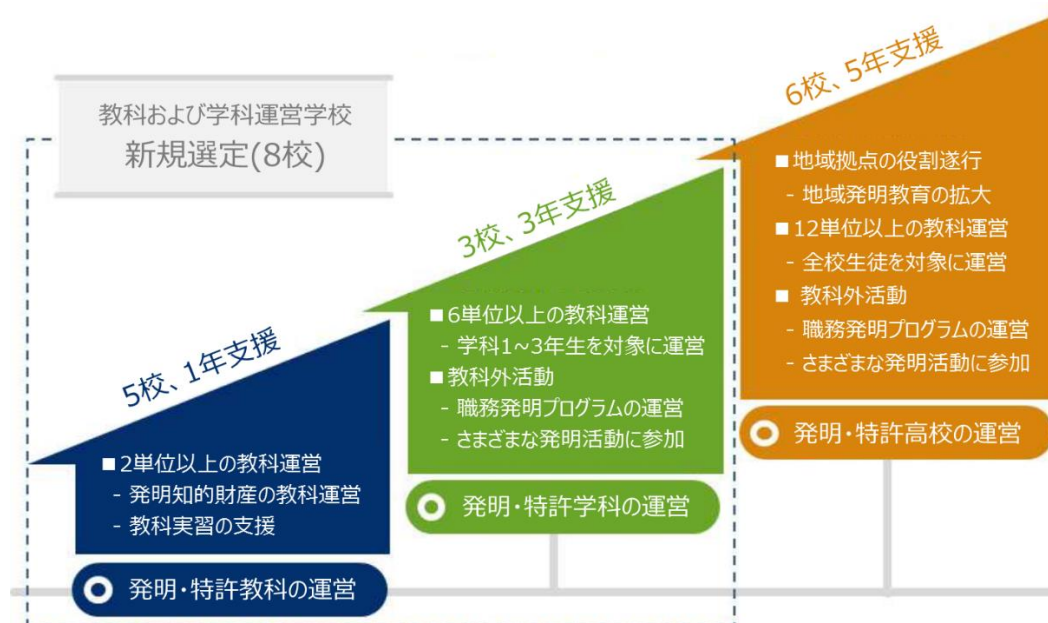
今回の事業は、5月に関係部処と共同で発表した「2020 職業系高校支援および就職活性化の方策」に含まれている発明・知的財産教育の段階的な導入拡散に対する後続措置であり、2008年から特許庁が指定・運営してきた発明・特許特性化高校を6校から14校に拡大支援（※）する予定である。

※支援学校数：(2008～2012) 4校→(2013～2017) 6校→(2018～現在) 6校→(2021) 14校

従来の発明・特許特性化高校は全校生徒を対象に教育を行うため、新規の学校が参加するにはハードルが高かった。このような、新規導入の負担を下げ、段階的な発明教育の定着を支援するために、2単位以上の教科を導入する教科単位（1年支援）、学科に6単位以上の教科を導入する学科単位（3年支援）、学校に12単位以上の教科を導入する学校単位（5年支援）に類型を細分化した。また、支援対象を特性化高校からマイスター高校まで拡大し、参加の幅を広げた。

選抜された学校は、発明・知的財産教科の正規教育課程の導入とともに、知的財産の専門家に学ぶアイデアの高度化・知的財産権の出願、企業の実務で活用できる職務発明教育、創造的思考を開発する発明サークル・発明大会参加など、さまざまな発明教育の環境づくりに向けた支援を受けることができる。

[類型別の運営方向]



ここ 13 年間、1 万 8,000 人の学生が卒業した職業系高校の発明教育は、知的財産権の出願 4,967 件、企業連携の職務発明と就業連携 1,178 人、アイデアを活用した創業 27 件など刮目すべき成果を上げている。それだけではなく、現場での発明教育を直接体験した学生と教師、父兄も学生の成長にポジティブな影響を与える成果があるとし、高い満足度を示している。

[発明・特許特許特性化高校関係者の意見]

■クォン・ソウォン（2016 年卒業、COMER 代表）：「発明により身に着けた問題解決能力が勉強にも非常に役立ちました」

※特許 24 件出願、COMER 創業、青年創業士官学校から 1 億ウォン支援、弘益大学機械情報工学科に進学

■オ・ジョンファン（三一工業高校の教師）：「学生自ら問題解決の能力を持ち、未来を予測できる最高のプログラムが発明教育だと思います」

※2008～現在、発明・特許特許特性化高校支援事業の運営、発明教科書を多数執筆、長官賞 10 回受賞・教育監表彰 11 回受賞など

■イ・ヒャンミ（父兄）：「創造性が競争力だと思います。国語・英語・数学という世の中が決めた基準ではなく、自ら夢を決めて自分の道を開拓していくことを応援しました」

※息子と娘を発明・特許特許特性化高校に進学させ、娘のムン・ヘジンさんは、SEMOGANEMO を創業、発明図書の著者

特許庁の産業財産政策局長は「職業系高校での発明教育は、学生の技術熟練にとどまらず、常に『なぜ (Why?)』という考え方ができるようにする。学生が創造的な産業技術の人材に成長できるように導く本教育に多くの職業系高校が関心を持っていただきたい」と述べた。

詳細な選定日程や内容は、特許庁のウェブサイト ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)) と韓国発明振興会のホームページ ([www.kipa.org](http://www.kipa.org))、発明教育ポータル ([www.ip-edu.net](http://www.ip-edu.net)) で確認することができる。

2020年第3回イノベーションのアイデア公募展を開催

斬新なアイデアを持っている韓国国民であれば、誰でもチャレンジできる特別な公募展が開かれる。

韓国特許庁は、国民と企業間のアイデア取引を支援する「2020年第3回イノベーションのアイデア公募展」を開催すると発表した。

特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する今回の第3回公募展は変化とイノベーションを目指す企業が抱えている課題を国民のアイデアで解決するという趣旨で企画された。

そこで、韓国電力公社、株式会社大象など、計15社(※)が、国民のアイデアが必要なさまざまな課題を提示し、アイデアを受ける予定である。そのうち、一部の企業は、国民がその企業の製品やサービスを理解するために、製品またはサービスを直・間接的に体験することができる機会も提供する予定である。

※参加企業(15社): Nalda、大象、THATZIT、毎日放送(MBN)、Volvik、Bemine14、i-Scream edu、LG CNS、EV edu、Jaelin、コルルラント、韓国 Mutaltech、韓国電力公社、Hurum、パク・ヒョンス(予備創業者)

今回の公募展に参加した企業が提示した課題には、「韓国電力公社」が提示した「電力設備(電柱)のイメージ改善に向けたアイデア(最大1,000万ウォン)」のように、一般の国民にとってアプローチしやすい課題から、「株式会社NALDA」の非対面の音声認識無人決済システムの音声認識率の改善(最大1,000万ウォン)」のように専門性が求められる課題まで、バランスよく構成されており、アイデアに対する報奨金の金額も前回の第2回公募展に比べて高い金額(第2回:最大500万ウォン/第3回:最大2,000万ウォン)を提示する計画である。

特に、レベルの高い一部の課題(例: Bemine14の伸縮性のワイシャツ襟の開発方法)の場合、提案したアイデアが選定されれば、アイデアの提案者が自ら本人のアイデアを具体化するツーステップ・ソリューション(Two-Step Solution)方式が採用され、アイデアの高度化過程を通じて、企業は具体的なソリューションを得て、提案者の高い報奨金を獲得できると期待される。

その他にも、「株式会社大象」の「若年層をターゲットにした簡便食品（HMR、Home Meal Replacement）アイデア（最大 500 万ウォン）」、「毎日放送（MBN）」の「顧客参加と関心を高めるためのニュースコンテンツのアイデア（最大 500 万ウォン）」など、さまざまな興味深い課題が提示される予定である。

申し込み期間は、10月26日（月曜）から11月22日（日曜）までであり、公募展に関する詳しい内容と申し込み方法は、IP-Market（[www.ipmarket.or.kr](http://www.ipmarket.or.kr)）で確認することができる。その他の問い合わせは、韓国発明振興会の知識財産取引所（+82-2-3459-2728、2809）にすればよい。

なお、特許庁は、2019年7月にベンチャー型組織であるアイデア取引担当官を新設し、アイデア取引の活性化に向けて取り組んでおり、2020年4月、6月に開催された公募展で計12件のアイデア取引を成功させた実績がある。さらに、2021年の年初には、国民のアイデアがより容易で安全に取引されるように、「アイデアプラットフォーム」をオープンする予定である。

特許庁長は、「企業の成功のために、顧客の声がより重要になっているこの時期に、顧客（国民）のクリエイティブなアイデアが加わり、企業がさらに一步成長してイノベーションを実現できるきっかけになることを期待している」と述べた。

### 2-3 米韓特許庁長、AI政策における協力強化に合意

韓国特許庁（2020.10.19.）

韓国特許庁は、10月16日（金曜）の午前8時30分（米国時間10月15日19時30分）に特許庁ソウル事務所で、米国特許商標庁との庁長会合をテレビ会議で行い、デジタルシフトの加速化による新たな協力を展開していくことに合意した。

今回の会合は、新型コロナウイルスによりデジタルシフトが急速に進んでいる中、米韓特許庁の協力がこれまで以上に必要であるという相互認識の下で開催された。

初めに両庁は、新型コロナウイルス以降に両国国内で特許・商標出願が増加傾向を示した点について共有した。

特に韓国で新型コロナウイルスにより最も大きな打撃を受けると予想されていた中小企業および個人による特許・商標出願の増加（※）が目立ち、米国でも同様の増加傾向を示していることが確認された。

※韓国国内での出願現況（2020年1～9月）：特許3.6%、デザイン1.5%、商標14.7%増（全体8.1%増）

※出願人別の統計：中小企業24%、個人20%、大企業11.6%増加

両庁は新型コロナウイルス発生の初期から、出願人に対する素早い救済措置の実施と新型コロナウイルスのワクチン・治療薬に関する技術および特許動向を大衆に公開するウェブサイトを開設するなど、米韓両国が連携して発明家、企業を支援するために取り組んできたが、今後もこのような協力を続けていくことにした。

米国特許商標庁長は、韓国が中国の次に、米国国内で特許出願の増加率が高い国であると発言した後、それは韓国企業がコロナ以降の時代に賢く備えている証拠だと述べ、韓国企業の対応と努力を高く評価した。

今回の会合における最大の成果は、AIと新技術の登場による新たな形態の知的財産を保護するために、米韓両国間の政策協力をスタートしたことである。

これは、AI、データなどに関する特許庁の積極的な対応が必要であると、両国の特許庁長が共通的に認識しているためである。

最近、米国特許商標庁はAI時代において知的財産権制度を改善するためにアンケートを実施し、AIの進化に伴う知的財産政策報告書（※）を発刊した。韓国特許庁も同様にAIとデータ産業の育成・保護策を設けるために拍車をかけている。

※特許やその他の知的財産権に対するAI関連法・制度的事項に対する専門家と利害関係者の意見を収集（2019年8月～2020年1月）して、それをまとめた報告書（Public Views on Artificial Intelligence and Intellectual Property Policy）を発刊（2020年10月）

米国特許商標庁長は本会合で、米韓特許庁間のAI政策をより深く議論するための相互協力を提案し、それに対して韓国特許庁長が積極的に共感することで合意が成立した。

そこで両庁は、これまで収集し研究してきたAI関連情報を相互共有し、協力案について議論を開始する予定である。

特許庁長は、「デジタル経済に急速する現状において、米韓両国がAIおよび新技術に関する議論を始めるのは、非常に時宜に適したことである」と強調し、「これからデジタル

シフトをリードする知的財産の規範を提示できるよう、主要国とそれに関連する議論を拡大していきたい」と述べた。

#### 2-4 特許庁、「2020年下半期知的財産スタートアップロードデー」を開始

韓国特許庁（2020.10.21.）

##### 湖南・嶺南地域の優秀創業企業への投資誘致を支援

韓国特許庁は、新型コロナウイルス感染拡大の長期化により、資金調達に困難している優秀特許を保有した創業企業に投資誘致の機会を提供するため、「2020年下半期知的財産スタートアップロードデー」を非対面で10月20日から開催すると発表した。

2019年から圏域別に巡回する方式で実施してきた投資誘致説明会は、2020年に入ってから政府の社会的距離の確保による防疫指針に基づいて非対面方式に転換され、開催回数と参加企業および投資家を大幅に拡大し、これまで RECENS Medical、VINSSEN、Gosan Tech、MH 技術開発、EDENLUX など、10社余りの参加企業に200億ウォン以上の投資誘致が行われた。

10月20日から始まる下半期の行事では、創造経済革新センター、特性化大学などが共同発掘した湖南・嶺南圏域の技術創業企業28社が、6回にわたって約40人の投資家に非対面方式で企業説明を行う予定であり、回次別に参加企業の技術分野および成長段階を考慮し、それに合わせて投資家を選別して募集したため、投資の可能性を高めた。

また、特許庁と慶南道庁が共同主催する11月24日の閉幕行事では、初めて対面と非対面を並行した方式で実施することで、社会的距離の確保を守るとともに投資家の参加を拡大し、パネルディスカッションやオープンマイクなどといった多彩なプログラムを構成して参加者に有益な情報を提供できるように運営する計画である。

今回の行事に参加する企業のうち、一部を選定して知的財産スタートアップバウチャー、企業説明コンサルティング支援、優秀発表企業に授賞および2021年の特許庁支援事業を申し込む際に優遇加点を付与するなどの特典を与え、希望する企業に限ってKDB産業銀行、信用保証基金、SGI ソウル保証など、民間金融機関の投資・金融支援の機会も提供する予定である。

特許庁では、中小企業が優秀特許を活用して、さまざまな経路で創業および事業化の資金を調達することができるよう、投資誘致説明会の開催の他、特許価値評価を通じた金

融支援、特許への直接投資が可能なファンディング型の投資商品企画などを推進している。

特許庁の産業財産政策局長は、「今回の行事で、新型コロナウイルスの感染拡大の長期化で苦勞している地域の創業企業に実質的な支援になることを期待している」とし、「参加企業のための連携支援を強化し、ポストコロナ時代でも優秀な特許を持つ中小企業の投資誘致を支援する代表的な行事になるよう取り組んでいきたい」と述べた。

## 2-5 江原道の持続可能な技術イノベーション、知的財産から見つける

韓国特許庁 (2020.10.22.)

10月22日～31日、江原情報文化振興院（春川）で  
「江原知的財産フェスティバル」を開催

韓国特許庁は10月22日から31日まで、江原情報文化振興院（江原道春川市）で「未来科学技術者の持続可能な技術イノベーション」をテーマに「2020 江原知的財産フェスティバル」をオン・オフラインで開催する。

2020年で9回目を迎える「江原知的財産フェスティバル」は2016年から始まり、江原道最大規模の知的財産 - 科学技術行事である「江原科学技術大祭典」と連携して開催され、科学技術と知的財産を1カ所で楽しめる総合イベントとして発展・成長してきた。

特に2020年は、新型コロナウイルスの拡散を防ぐために専用のウェブサイト ([www.gstipf.co.kr](http://www.gstipf.co.kr)) を通じて知的財産を基盤とする創業と企業成長のベストプラクティスを行事の期間中に展示・共有し、地域の優秀なIP（知的財産）人材が企業の採用担当者に直接自分を広報する「IP地域人材PRコンテスト」が10月22日に開かれる。

また、地域の優秀企業に対する投資資金を誘致するために投資家とのマッチングの場を提供する「IP模擬投資オーディション」も22日に開催する予定である。

その他にも、科学をテーマにした小規模のミュージカル公演と主題講演を「江原科学のリアルLIVE」というタイトルで、24日と25日の両日間提供し、ミニドローンの操作などが体験できる「家で楽しめる科学キット体験」も行われる。



一方、行事の初日である 22 日には、江原道の科学技術と知的財産の発展に貢献した科学者と企業人、道民を奨励するために「江原科学技術大賞」と「江原創意アイデア・デザイン公募展」の授賞式を行い、知的財産権の有功者を表彰する。

特許庁の産業財産政策局長は、「今回の行事は、江原道の未来技術イノベーションの中核である特許、デザインなどの知的財産をオンラインで体験できる場を設けている」とし、「デジタル経済へのシフトが加速化している中、地域の創造的なアイデアが知的財産として権利化されて創業につながりイノベーション成長と雇用創出に実質的に貢献できるよう、さまざまな努力をしていきたい」と述べた。

## 2-6 オンラインで一堂に会する女性発明王 EXPO

韓国特許庁 (2020.10.22.)

10月23日にオンライン展示館「女性発明王 EXPO」が開幕される

韓国特許庁が主催し、韓国女性発明協会が主管する「2020 女性発明王 EXPO (※)」がオンラインで10月23日(金曜)から25日(日曜)まで開催される。

※毎年「世界女性発明大会(13回)」、「女性発明品博覧会(20回)」を共同開催

本行事は「Don't Stop 女性発明王」というメッセージを掲げ、女性の発明者・企業家のモチベーション向上および女性向け製品の発売と市場参入、販路開拓を通じた危機克服と経済活動の再開を応援することに重点を置いた。

オンライン展示館である「女性発明王 EXPO ON」は、①行事館、②展示館、③販売館、④国民参加館で構成される。開幕式は10月23日(金曜)にオンラインで行われ、その日からオープンしたオンライン展示館は、行事の以降も常時観覧ができる。

韓国内外の女性発明者の特許技術と発明品を展示して授賞する、「大韓民国世界女性発明大会(第13回)」には、320点余りの発明品が公開される。特に2020年には、韓国国内からの参加率が前年に比べて30%増の213点(135名)が出品され、グローバル行事としての格が上がった。

第20回目を迎えた「大韓民国女性発明品博覧会」は、女性発明企業家の事業活性化および販路開拓に向けた行事であり、2020年より約45%増えた130社が参加する。

参加者の製品広報と企業の販路開拓に向けた MD 商談会プログラムも提供される。特に 2020 年は、グローバルオンラインマーケットと韓国国内の主要な流通網を前年比 4 倍に拡大(8 人→30 人)し、女性の発明企業家の事業活性化を大幅に支援する計画である。

特許庁の産業財産政策局長は、「今回の展示と体験の場を通じて、これらの発明品を用いて新しい販路を開拓し、企業の売上高の増加につながることを期待している」とし、「特許庁も韓国の女性たちが創造性と知的財産をもとに、デジタル経済をリードする企業家として成長していけるよう支援する計画である」と述べた。

行事に関するより詳細な内容は、ウェブサイト ([www.kiwie.net](http://www.kiwie.net)) を通じて確認することができる。

#### 2-7 商標・デザイン制度の五庁、新型コロナ危機に共同対応するための協力を合意 韓国特許庁 (2020. 10. 26.)

商標・デザイン分野において 5 カ国の知財庁を中心とした協議体である TM5 (※) と ID5 (※※) は、10 月 26 日から 30 日 (TM5 : 10 月 26 日~28 日、ID5 : 10 月 29 日~30 日) まで、オンライン年次会合を通じて、世界的な新型コロナウイルス危機の中で、商標・デザイン制度のあり方と課題について議論し、それに対する協力ビジョンを盛り込んだ共同宣言文を発表する。

※TM5 (Trade Mark 5 Forum) : 世界の商標出願の 60%以上を占める日本、米国、欧州、中国、韓国の 5 カ国の知財庁を中心に創設した商標分野の協議体 (2012 年発足)

※※ID5 (Industrial Design 5 Forum) : 世界のデザイン出願の 70%以上を占める日本、米国、欧州、中国、韓国の 5 カ国 (地域) の知財庁を中心に設立したデザイン分野の協議体

これまで各庁では、新型コロナによる危機を克服するために出願人の書類の提出期間を延長し、新型コロナ関連の商標・デザイン出願に対する優先審査を実施するなど、独自の救済措置を行ってきた。今回の会合では、このように各庁が新型コロナの危機に対応した事例を共有するとともに、コロナ以降のグローバル景気低迷の克服と使用者の便宜を図るための共同協力の方向性を模索する。

共同協力の内容としては、協力する庁間のオンラインコミュニケーションを活性化し、在宅勤務など、持続かつ安定した審査サービスを提供するため、各庁の取り組みに関す

る情報交換、商標・デザイン審査サービスの改善に向けた新技術分野の協力強化などが含まれる予定である。

これまで韓国特許庁は、TM5 のウェブサイト (tmfive.org) と ID5 のウェブサイト (id-five.org) の構築と運営を通じて、使用者とのコミュニケーションの窓口役割を担ってきた。両サイトは 5 ヶ国の商標・デザインに関する情報共有の場として TM5 と ID5 活動により推進してきた共同協力事業に対する結果を一目で確認することができる。

今回、韓国側の首席代表として会議に参加した韓国特許庁の商標デザイン審査局長は、「新型コロナの影響により非対面でのオンラインコミュニケーションがますます重要になっていく中、当庁が主管する TM5・ID5 のウェブサイトを中心に、各国の関係者および使用者とのコミュニケーションをより活性化できるようにしていきたい」と述べた。

#### 2-8 誰でも中小企業と共同研究をして特許出願すると手数料 50%減免

韓国特許庁 (2020.10.28.)

##### 特許庁、「特許料等の徴収規則」の一部改正令(案)立法予告

韓国特許庁は、中小企業への特許創出支援を主要内容とする「特許料等の徴収規則」の一部改正令(案)を立法予告すると発表した。

改正案によると、大企業、中堅企業、公的研究機関などが中小企業と共同研究した R&D の結果物を共同出願すると、出願料・審査請求料だけでなく、設定登録料まで 50%の減免優遇を受けることができる。研究人材が不足している中小企業の研究活動を活性化するための支援策の一環である。

また、より簡便かつ迅速に出願できるように PDF、HWP など、商用ソフトウェアで作成した論文などの研究結果物を臨時明細書として電子出願する際に納付する出願料は、特許庁ソフトウェアを利用した正規の電子出願の出願料と同じ水準に引き下げられる。

ただし、臨時明細書を規定の特許明細書の書式で補正する補正書を、1年2ヵ月以内に電子ファイルで提出すると、従来の補正料である 4,000 ウォンを納付すれば良いが、書面で提出すると書類の電子化にかかる実費が一部引き上げられ、それに相当する補正料を納付しなければならない。

改正案は、国際協力条約（PCT）制度に基づく国際調査と国際予備審査に適用された手数料の不備が補完された。最近、海外企業が複数の発明を一つの国際出願書に記載して出願する場合、負担する追加手数料が安いという点を悪用する事例が発生しており、発明の単一性の要件を違反した場合に賦課する追加手数料を海外特許庁と同じ水準で賦課する。

特許庁の情報顧客支援局長は、「今回の改正案は、特許業界のニーズを反映して、韓国企業の特許創出を支援し、不合理な手数料体系を改善するためのものである」とし、「今後も韓国企業の特許競争力を高めるために、特許手数料の負担を持続的に緩和していく計画である」と述べた。

今回の改正案は、10月29日から12月8日までの立法予告期間と関係部処の協議および法制処の審査などを経て、公布・施行される予定であり、詳細は特許庁ウェブサイト（[www.kipo.go.kr/立法予告](http://www.kipo.go.kr/立法予告)）と国民参与立法センター（[opinion.lawmaking.go.kr/統合立法予告](http://opinion.lawmaking.go.kr/統合立法予告)）で確認することができる。

## 2-9 特許庁、「バイオ分野における特許審査実務ガイド」の説明会を開催

韓国特許庁（2020.10.28.）

バイオ分野における特許審査実務ガイドを制定、韓国型バイオのけん引役を期待

韓国特許庁は、10月27日（火曜）午後2時に特許庁ソウル事務所で産・学・研の関係者100人余りを対象に「バイオ分野における特許審査実務ガイド」の制定案に関するオン・オフライン説明会を開催した。

2020年のノーベル化学賞受賞により広く知られている、「ゲノム編集技術クリスパー」だけでなく、韓国のK-防疫の主要技術である新型コロナ診断キットなどのように、バイオ分野では他分野の技術と連携した新しい形の融合・複合技術の特許出願が持続的に増加している。

また、バイオ分野の特許出願は、無生物を対象とする他の分野の技術とは異なり、生きている生命体を対象としているため、出願する際に特許微生物寄託制度および配列目録提出制度などといった特殊な手続きを行わなければならない、倫理的な側面も並行して考える必要があるため困難な部分がある。

そのため、韓国国内のバイオ業界では、バイオ分野における技術環境の変化と特殊性を反映した新たな特許審査基準の確立を要求してきた。

このような業界のニーズを反映し、今回の「バイオ分野における特許審査実務ガイド」は、特許出願人が簡単に活用できるように生命体の主要な基本構成である、核酸・タンパク質・細胞などの遺伝情報の流れを段階別に審査する基準を提示した。

特に、急速に発展している技術分野である人工知能（AI）を活用した、ドラッグリポジショニング技術に対する、さまざまな審査事例も盛り込まれている。

また、バイオ産業が他分野の新技术と融合・複合され、応用・発展されるトレンドに合わせて、いろいろな審査争点を提示し、最近の審・判決動向などを反映して主な審査争点に対する明確な審査基準を設けた。

説明会に参加したバイオ分野の関係者は、今回制定されたガイドが具体的な事例を含めているなど、実務で利用しやすくなっており、非常に有効に活用できると述べた。

特許庁のバイオヘルスケア審査課長は、「バイオ分野における特許審査実務ガイドを通じて、審査結果に対する予測可能性が高められると思う。また、海外でもバイオ分野での特許優位性を確保するとともに、優秀な特許保護の機会を拡大させて韓国企業が K-バイオをリードすることに貢献すると期待している」と述べた。

## 2-10 特許庁、「2020 女性発明王 EXPO」の授賞式を開催

韓国特許庁（2020. 10. 29.）

「スマートフォンで使える車のカギ」、2020 年の女性発明王の受賞作に選定

韓国特許庁が主催し、韓国女性発明協会が主管する「大韓民国世界女性発明大会」の授賞式が 10 月 29 日（木曜）午後 3 時に aT センターのグランドホールで開催された。

第 13 回の大韓民国世界女性発明大会と第 20 回の女性発明品博覧会の統合行事である、「2020 女性発明王 EXPO」は、参加者の安全のため、オンラインで展示が行われた。

「大韓民国世界女性発明大会」は、10 月 23 日（金曜）から 17 ヶ国の出品作品約 320 点を対象にオンラインによる展示とオフラインによる現場審査が行われた。韓国国内の出品作に対する審査は政府指針に従って関係者以外の入場を制限し、検温など徹底した防

疫管理により実施された。海外の出品作品約 100 点については、オンラインで審査が行われた。

審査の結果、グランプリ 1 点、セミグランプリ 5 点（韓国国内 4/海外 1）、金賞 70 点（韓国国内 41/海外 29）、銀賞 116 点（韓国国内 66/海外 50）、銅像 54 点（韓国国内 33/海外 21）の計 246 点が選ばれた。特別賞は、計 28 人（韓国国内 22/海外 6）に与えられた。

韓国の電子機器メーカーである Special One のジン・ユソン代表がスマートフォンで制御できるデジタル車のカギ、「キプル（ブランド名）」で栄誉のグランプリを受賞し、2020 年の女性発明王のタイトルを獲得した。

グランプリを受賞した Special One の代表は、「携帯電話は常に持ち歩いているが、車のカギは忘れる場合が多いため、携帯に入れてみたいというアイデアからビジネスに挑戦することになった」とし、「これからは、洗車、修理など、すべての車両サービスを非対面でできるように事業を拡大するのが目標である」と抱負を語った。

2020 年は、新型コロナウイルスの前代未聞の状況にも関わらず、例年より多様で優秀な出品作品が多く、これまで以上に競争が激しかった。

#### [2020 年の世界女性発明大会の主要受賞作]

・車のカギを「キプル共有端末」に装着して、デジタル化する端末  
〈グランプリ、ジン・ユソン（Special One）〉

・汚染された空気を排出し、HEPA フィルターを通過させ、きれいな空気環境をつくる「窓型空気循環器」  
〈女性家族部長官賞、キム・ボヨン（モルリーフ）〉

・「バイオメディカル・セラミックカプセル」で血圧、心電図が測定できる「ALL Ceramicヘルスケアウェアラブルジュエリーシステム」  
〈特許庁長賞、ウン・ギョンア（CeraArt）〉

特許庁の産業財産政策局長は「世界は第四次産業革命と新型コロナウイルスによる非対面経済の拡散のため、デジタル経済への移行が加速している」とし、「特許庁は、このような大転換期に女性発明者が知的財産を基に『ポストコロナ時代』を切り拓いていけるよう、積極的に支援する」と述べた。

オンライン展示館である「女性発明王 EXPO ON」は、12月まで常時観覧することができる（オンライン展示館、www.kiwie.net）

## 2-11 特許庁、「知的財産取引の活性化対策」を発表

韓国特許庁（2020.10.29.）

関係部処合同で第116回「国政懸案点検調整会議」を開催

韓国特許庁は、10月29日（木曜）午前8時30分、国務総理の主宰で開催された、第116回国政懸案点検調整会議で、「知的財産（IP）取引の活性化対策」を発表した。

第四次産業革命によるデジタル化時代において、異なる技術の融合と外部の技術獲得を通じての急速なイノベーションが求められており、知的財産取引の重要性が増している。

韓国はGDP比R&D投資における世界1位の国であり、年間22万件の特許が出願されている世界4位の知的財産大国である。

しかし、政府R&D予算の70%を使用している大学・公共研究機関の技術取引規模は、米国大学の6%台に過ぎない（※）実情である。

※大学・公共研究機関の技術取引規模（産業通商資源部、AUTM、2018）：韓国1,897億ウォン、米国3兆2,000億ウォン

そこで特許庁は、知的財産の取引市場を活性化し、取引環境を改善するための3大戦略と12課題を確立した。

今回の対策の主要内容は次のとおりである。

### 1. 民間仲介機関を育成して取引システムを構築する

知識財産取引所（韓国発明振興会所属）が潜在性のある民間取引機関を選定して、知的財産取引における全過程を一緒に進行しながら、コンサルティングノウハウを伝授して専門性を持つ民間取引機関に育成する。（今後5年間で36の専門機関を育成）

R&D の初期段階である先行技術（特許）検索段階で、すでに開発された特許を取引し、急速なイノベーションが行われるように、特許検索サービス（KIPRIS）に「取引希望」ボタンを配置することで、知的財産の取引に誘導する。

消費者が提案したアイデアを企業が購入する「アイデア取引プラットフォーム」を構築し、些細なアイデアでも活発に取引される環境を造り、随意契約と入札を結合した方式（※）の IP 入札制度の導入を推進する。

※随意契約方式と入札方式を結合した方式であり、買収希望者と仮契約を締結した後、その内容を公開し応札者がいなければ契約確定、応札者がいれば提示した最高価格と同じ価格で買収希望者が優先的に買収することが可能

## 2. 知的財産取引の需要を創出する

技術保証基金、韓国発明振興会、韓国特許戦略開発院、国防科学研究所など取引と関連する公共機関が協力体系を構築し、各機関の強みを組み合わせた協力型の知的財産取引を推進する。

ファンドオブファンズを活用して大学・研究所から特許を受けた企業に投資する知的財産取引支援ファンドを造成（2021年1,200億ウォン規模）し、知的財産取引の需要を創出する。

企業が希望する後払いの経常実施料方式の IP 取引が拡大できるように、標準契約書と会計精算サービスなどを支援する。

## 3. 知的財産取引に向けたインフラを構築する

移転された特許を独占的に使用できる専用実施方式の IP 取引を活性化し、大学・公共研究機関が放棄しようとする特許を発明者に移転し、事業化のための取り組みを続けられるようにするなど、知的財産取引を活性化するための法律と制度を改善する。

部署毎に分散管理していた知的財産取引の情報を連携して準拠 DB を設け、知的財産取引市場への参加者にカスタマイズ型の教育と交流機会を提供する。

また、知的財産が市場でまともに価値を認められるように、知的財産の保護体系を強化する。



※特許侵害における損害賠償制度の改善および商標・デザイン・不正競争行為に拡大、特別司法警察の強化など

今回の対策により、知的財産を取引するための市場条件と法・制度的な環境が改善され、今後の知的財産の取引が活性化され、韓国企業の技術競争力の向上にもつながると期待される。

特許庁長は、「R&D の成果物である知的財産は、企業などの需要者が利用するとき、初めて意味を持つようになる」と述べ、「研究開発の成果がイノベーションに向けた成長エンジンとしてうまく活用できない、「コリアの R&D のパラドックス」を解消するために、今回の対策が貢献できることを期待している」とコメントした。

## 模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 ソウル経済（2020年10月15日付、1面・3面）記事に関する説明資料

韓国特許庁（2020.10.16.）

「日本の素材・部品・設備における『特許意地悪』、サムスン系列会社も訴えられ」、「『日本の特許意地悪』通商問題が絡み合って政府支援も容易ではない、韓国の素材・部品・設備は再び揺れるのか」、「大量訴訟への道が開き、K-ディスカバリーの逆風論争」に関し、内容の一部が事実と異なる部分があり、知らせします。[ソウル経済新聞、2020年10月15日付、1面・3面]

[報道内容]

1. 日本企業が韓国の素材・部品・設備企業の競争力向上に危機感を感じ、韓国企業を相手に相次いで特許訴訟を起こしたため、特許紛争が増加した。
2. 半導体業界では、K-ディスカバリーが導入されると、出願した特許が韓国より圧倒的に多い外国企業が制度を悪用すると懸念している。
3. 現在の時点で、日本の東京エレクトロンが計8,700件、米国のアプライド・マテリアルズが5,600件、ラムリサーチが2,000件の特許を韓国に出願した。

[事実関係および特許庁の立場]

1. 日本企業が韓国企業を訴える特許侵害訴訟が増えている傾向であると判断できる統計上の根拠はない。

・(韓国国内) 素材・部品・設備分野において日本から韓国に起こした侵害訴訟は、2016年2件→2017年1件→2018年1件→2019年1件→2020年1件。

・(日本国内) 日本から韓国企業に起こした、素材・部品・設備分野における侵害訴訟は無い。

・(主要国国内) 日本が米・中・EUで起こした素材・部品・設備分野の侵害訴訟は、2016年1件→2017年1件→2018年1件→2019年0件→2020年2件

- 2020年に提起された侵害訴訟2件は、同じ当事者が同じ特許によるもので、米国とドイツで争っている一つの事件

### 【主要国における日韓侵害訴訟の現況】

(単位:件、全体分野(素材・部品・設備分野))

特許庁・法院 原告・被告	韓国		日本		米国		欧州		中国		計
	日→韓	韓→日	日→韓	韓→日	日→韓	韓→日	日→韓	韓→日	日→韓	韓→日	
2016	4(2)	-	2(0)	-	2(1)	-	-	-	1(0)	1(1)	<b>10(4)</b>
2017	1(1)	-	-	-	1(1)	-	2(0)	-	-	-	<b>4(2)</b>
2018	5(1)	-	-	-	-	3(0)	-	-	1(1)	-	<b>9(2)</b>
2019	3(1)	-	-	1(0)	-	5(0)	-	-	-	-	<b>9(1)</b>
2020.8.	1(1)	-	-	-	1(1)	-	1(1)	-	-	-	<b>3(3)</b>
<b>計</b>	<b>14(6)</b>	<b>-</b>	<b>2(0)</b>	<b>1(0)</b>	<b>4(3)</b>	<b>8(0)</b>	<b>3(1)</b>	<b>-</b>	<b>2(1)</b>	<b>1(1)</b>	<b>5(12)</b>

出所: www.darts-ip.com

異議申立は、特許紛争と直接関係のない競合他社との通常的なモニタリング活動であり、異議申立の増加を理由に特許紛争が増加したという主張は不適切である。

日本で、日本企業が韓国企業を相手に申し立てた素材・部品・設備分野における異議申立件数は例年と同様。

むしろ最近では、韓国国内で韓国企業が日本企業を牽制するための素材・部品・設備分野における異議申立が急増している傾向。

### 【主要国における日韓異議申立の現況】

(単位:件、全体分野(素材・部品・設備分野))

特許庁・法院		韓国		日本		米国		欧州		中国		計
		日→韓	韓→日	日→韓	韓→日	日→韓	韓→日	日→韓	韓→日	日→韓	韓→日	
意義申立	2016	-	-	22(9)	-	-	-	-	-	-	-	<b>22(9)</b>
	2017	-	-	30(11)	1(0)	-	-	-	1(1)	-	-	<b>32(12)</b>
	2018	-	6(6)	26(10)	-	-	-	2(0)	1(1)	-	-	<b>35(17)</b>
	2019	-	9(8)	20(8)	-	-	-	2(0)	-	-	-	<b>31(16)</b>
	2020.8.	-	18(15)	12(11)	-	-	-	4(0)	-	-	-	<b>34(26)</b>
<b>計</b>		-	<b>33(29)</b>	<b>110(49)</b>	<b>1(0)</b>	-	-	<b>8(0)</b>	<b>2(2)</b>	-	-	<b>154(80)</b>

\* 韓国は特許取消申立

出所：www.darts-ip.com

2. 韓国国内の半導体分野で韓国人が登録した特許権が外国人より多く、K-ディスカバリーが導入されても外国企業が制度を悪用する可能性は低い。

1990 年以前に韓国人による半導体分野の特許における韓国国内での登録特許シェアは約 25%に過ぎず、現在は登録特許の 60%を韓国人が占めている。

### 【半導体分野における主要国の現況 (2020 年 8 月基準)】

	韓国	米国	日本	中国	ドイツ	その他	計
件数	41,336	6,002	1 万 5,602	431	1,084	4,659	6 万 9,114
シェア (%)	60	9	22	1	1	7	100

\* 世界知的所有権機関 (WIPO) の分類基準 (H01L) による集計

特許庁が導入を推進する韓国型の証拠収集制度は、一定の要件を満たしている場合において、裁判官が実施可否を決めるため、無差別的に訴訟が起こる可能性は低い。

- (要件) 「侵害の可能性」、「調査の必要性」、「相手方の負担程度」

3. 記事で言及された外国半導体企業 3 社の過去 37 年間の累積出願件数 (約 1 万 6,000 件) は、登録されていないか、または消滅された特許まで含む。

世界市場シェアの 50.1% (※) を占める 3 大設備メーカーが保有している権利存続中の有効特許 (※※) は、計 5,500 件。

※2017 年の売上高基準、出所：ガートナー

※※登録後に存続期間の満了、無効、登録料不納などにより権利が消滅されていない有効な特許

4. 特許庁は今後、財界、業種別の団体などと幅広く疎通しながら、韓国の実情に合った制度を設計し、中小企業への支援策を設ける計画である。

特許庁は法案を設けるため、2020年7～8月に中小企業中央会、韓国ベンチャー企業協会など、11の主要経済団体、法曹界などから意見収集を実施。

※中小企業中央会、ベンチャー企業協会、中小企業技術革新協会（イノビズ：技術革新型優秀中小企業）、大韓弁理士会などは、技術奪取予防に向けた制度の導入を積極的に賛成する立場

#### 【特許庁1次意見収集状況】

日付	団体名	日付	団体名
7月21日	全国経済人連合会	7月29日	韓国知識財産協会
7月21日	中小企業中央会	8月12日	大韓弁護士協会
7月22日	大韓商工会議所	8月12日	韓国知的財産弁護士協会
7月23日	韓国中堅企業連合会	8月21日	大韓弁理士会
7月23日	韓国経営者総協会	8月21日	イノビズ協会
7月27日	韓国ベンチャー企業協会	9月15日	半導体メーカーM社

今後、半導体産業協会などを中心に、財界、業種別団体、法曹界、素材・部品・設備分野の企業などと幅広く疎通することで、問題点を最大限に補い、韓国企業の実情に合った制度を設計していく計画である。

- (財界) 全国経済人連合会、中小企業中央会、大韓商工会議所、韓国中堅企業連合会、韓国経営者総協会、韓国ベンチャー企業協会、イノビズ協会など
- (業種別団体) 半導体、電池、自動車、ロボット、機械、ディスプレイなど
- (法曹界) 大韓弁護士協会、韓国知的財産弁護士協会、大韓弁理士会など

韓国企業が予期せぬ被害を受けないように「特許紛争対応センター」を新設（2020年11月）、②紛争モニタリング強化および紛争対応への戦略支援拡大（素材・部品・設備分野の企業を優先支援）、強力な特許の創出を支援（知的財産権と連携した特許開発戦略（IP R&D）の活性化、特許確保の支援）および中小企業向け特許教育の拡大など、総合的な支援策を関係部処と協力して確立していく計画である。

独創的な料理のレシピも特許登録できる

2016年以降に登録されたレシピの特許は1,450件

最近、テレビ番組である「ペク・ジョンウォンの路地裏食堂」で紹介された「ドブジュク」レシピの盗作が問題となり、独自で開発したレシピが特許により保護を受けられるかに対する関心が高まっている。特にオンラインや番組ですでに公開されたレシピは保護を受けることが不可能であると認識されていた。

しかし、レシピにおいても従来にはなかった料理を開発するか、それとも知られている料理でも新しいレシピを使って独創性が認められる場合、特許を受けることができる。また、すでに公開されても1年が経っていなければ、特許出願をすることができる。韓国大田のパン屋巡りで有名なあるパン屋の人気メニューである、「揚げそぼろパン」も特許登録を受けた。

韓国特許庁によると、ここ4年間（2016～2019年）における食品関連の特許出願は、年平均4,200件程度出願されている。このうちビビンバ、お粥、サムゲタン、ソースなどの料理レシピに関連する特許出願が24.8%程度を占めており、毎年1,000件程度である。

また、登録された特許は、2016年287件、2017年396件、2018年394件、2019年237件、2020年9月で、136件と把握される。

どのようなレシピが登録されたかを見てみると、従来とは違う料理として特許登録された代表的な事例が、パンの代わりにご飯を利用したキムチライスバーガーの製造方法であった。

さらに、既存に知られている食品であってもレシピの独創性が認められて登録された事例もある。色が変わらないように調理した高麗アザミのカップご飯、黒米を入れて歯ごたえもよく、栄養効果も高めた黒米ピザ生地、時間が経っても固まらない餅のレシピなどがある。

レシピに関する出願人の類型を見てみると、日常生活でなじみのあるテーマであるため、個人出願が60.5%で最も高く、その次に中小企業が25.9%、大学や公共機関が9.8%の順であった。

一方、出願件数が多い出願人を見ると、1位を除いて2位が農村振興庁、3位は韓国食品研究院、4位がCJ第一製糖であった。個人出願では一人当たりの出願件数が多くないためであると分析される。また、日常生活に重要な食べ物に関わる出願であるため、政府および大手企業も特許出願に関する関心が高いということが明らかになっている。

特許庁の食品生物資源審査課長は「独創的な料理のレシピであれば、いくらでも特許登録が可能であり、法律の保護を受けることができる」とし、「特許出願をする前に番組やブログなどで公開されたとしても1年以内に「公知例外主張出願（※）」をした場合、本人が公開した内容で拒絶されないため、それを活用すれば良い」と述べた。

※公知例外主張出願：発明者が発明の内容を公開して1年以内に出願した場合、公知の内容で拒絶されない制度

### 3-3 横取り・模倣商標出願は登録不可、必ず看板を下ろす必要はない

韓国特許庁（2020.10.21.）

元祖のお店ではない他人が商標出願？

最近、テレビ番組である「ペク・ジョンウォンの路地裏食堂」により有名になった浦項にあるお店の商標を第3者が出願して問題になっている。特に番組の後、関係のない第3者が先に出願したため浦項のお店が商標権を確保できないのではないかと懸念の声もあった。

このように商品の企画段階から商標などの知的財産権の確保を念頭に置いて進行する企業とは異なり、自営業者や零細企業などは、資金と知的財産権に対する認識不足などにより事業開始をした後にも、商標権を確保できず、紛争に巻き込まれる事例がある。

韓国の商標法は、先願主義を採用しているが、必ずしも先に出願した人が商標登録を受けるわけではない。

現行商標法によると、特定人の出所表示として認識された商標を他人が先に出願しても、商標法第34条第1項第12号（需要者を欺瞞すること）および第13号（不正目的による出願）などのため、登録を受けられない可能性がある。

本人が使用している商号などを第3者が無断で出願した事実を知った場合、その商標が登録される前には情報提供および異議申立をすることができ、商標登録後には無効審判を請求することができるため、横取り・模倣出願に積極的に対応する必要がある。

### 【商標の模倣出願に対する対応策】

区分	商標法	請求（提出・申請）人	提起期間
情報提出	第 49 条	誰でも（匿名提出可能）	商標登録可否が決まるまで
異議申立	第 60 条	誰でも	出願公告日から 2 ヶ月
登録無効審判	第 117 条	利害関係者	商標法第 34 条第 1 項 12 号および 13 号による商標登録無効審判は審判請求期間（除斥期間）の制限無し

一方、商標法では、「零細企業などに向けた姓名・商号などの先使用权」を認めているため、本人が当初使用していた商号などを他人が、同一・類似な商品に商標登録を受けたとしても、その登録における無効の宣言を求めるための審判請求の可否とは関係なく、不正競争の目的がなければ看板を下ろさなくても続けて営業に使用することができる。

姓名・商号・メニュー名などが、自分の営業において出所表示として認識できる程度に広く知られている場合には、商標登録をしなくても「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」によって保護されるため、裁判所に使用禁止および損害賠償を請求するか、または特許庁の行政調査を通じた救済も可能である。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「特定人の出所表示として認識される場合、第 3 者の模倣出願は登録されない可能性があり、先に使用していれば先使用权を認められることができるが、それは消極的な保護に過ぎない」と述べ、「個人事業者など零細企業は事業計画を立てる段階から、予め商標を出願して登録を受けておくと、今後発生し得る商標紛争を防ぐことができる」と強調した。

#### 3-4 「偽・造・商・品」のあいうえお作文イベントを実施！

韓国特許庁（2020.10.26.）

偽造商品を買うな！売るな！

特許庁-オンライン事業者共同での偽造商品流通防止に向けた取り組みの一環として実施  
NAVER、11 番街、Coupang など 10 のオンラインプラットフォーム参加

韓国特許庁は、10 月 26 日（月曜）から 11 月 4 日（水曜）までの 10 日間、オンライン上の偽造商品流通に対する深刻性を周知し、消費者の偽造商品に対する意識を高めるために、オンラインプラットフォームと連携して、消費者の偽造商品購入に対する予防イベントに乗り出す。

当イベントは、偽造商品の流通防止に向けた、特許庁-オンライン事業者の協力活動の一環として実施し、今回のイベントでは11番街、NAVER、WeMakePrice、Auction、Gmarket、Coupang、TMON、Hello Market、Interpark、雷市場など韓国のオンラインプラットフォームの10社が参加する。

消費者は、各オンラインプラットフォームのメイン画面、イベントページなどに掲載されているバナー広告をクリックして、イベントに参加することができる。偽造商品であいうえお作文をし、簡単なアンケート調査（※）に参加すれば応募完了である。

※オンラインで偽造商品を流通することや特許庁の特別司法警察制度に対する認識度についてアンケートを実施し、今後の知財権侵害の予防政策を策定する際に反映する予定

応募参加者には抽選によりモバイルギフト券を贈呈する予定である。

特許庁の産業財産調査課長は、「今回のイベントにより、消費者が偽造商品について改めて考えてみる機会になることを期待している」とし、「最近、新型コロナウイルスにより非対面取引が増加し、偽造商品の流通も増加しているが、今後も当庁はオンラインプラットフォームと積極的に協力し合い、偽造商品の流通を防止するために努力する」と述べた。

## デザイン（意匠）、商標動向

### 4-1 2020年の特許・商標出願、過去最高を更新中

韓国特許庁（2020.10.19.）

ポストコロナにおける有望な業種に対応するため、中小企業の出願が大幅に増加

韓国特許庁は、2020年第3四半期までの特許と商標出願が、前年同期に比べて9.4%増の34万2,697件で、同期間を基準に歴代最高を更新したと発表した。また、中小企業の出願が全体出願の増加傾向をけん引していると分析している。

権利別に見ると、特許は前年同期比3.6%増の15万5,164件が出願され、中小企業の出願が3万8,406件で10.7%増加し、大企業（4.2%増）、大学・公共研（4.7%増）の増加率を大きく上回る数値を見せている。



商標も同様に 18 万 7,533 件 (14.7%増) の出願のうち、中小企業の出願が 6 万 2,247 件を占めて 24.0%という飛躍的な増加率を記録し、最も高い増加率を維持した。

中小企業における特許・商標の出願動向を見ると、「新型コロナウイルスに対する速やかな対応と非対面基盤の経済への転換」に要約することができる。

まず、特許出願の場合 (※)、バイオテクノロジー (721 件) が 33.5%と最も高い増加率を示しており、高分子化学 (214 件、26.6%増) と医療技術 (2,216 件、23.5%増) も高い上昇傾向であり、医療と衛生分野に対する高い関心が反映されていると把握している。

※特許出願における技術分野別の動向数値は、8 月末基準 (技術分野の分析に必要な特許分類コードがまだ付与されていない 9 月の数値は除く)

また、非対面と密接な関係である電子商取引の分野では、中小企業の出願が計 3,391 件で全ての技術分野の中で最も多くの出願が行われるとともに、増加率も 22.7%に達している。

商標出願も、医療用機器が含まれている分類 (第 10 類、2,761 件) が 66.2%と最も大きな増加率を見せており、医薬品を含む分類 (第 5 類、4,498 件、45.0%増) も大幅に上昇し、非対面による個人放送増加とともに音像・映像機器を含む分類 (第 9 類、7,651 件) も 36.3%という高い上昇率を記録した。

特許庁の情報顧客支援局長は、「韓国中小企業の出願の増加傾向はコロナによる経済危機を知的財産権の競争力強化のチャンスに転換する、ポジティブな兆しであると解釈しており、非常に励みになることである」とし、「特許庁は、韓国企業がポストコロナにおける有望技術分野でグローバルの知財権を先取りすることができるよう、支援施策を持続的に展開していきたい」と述べた。

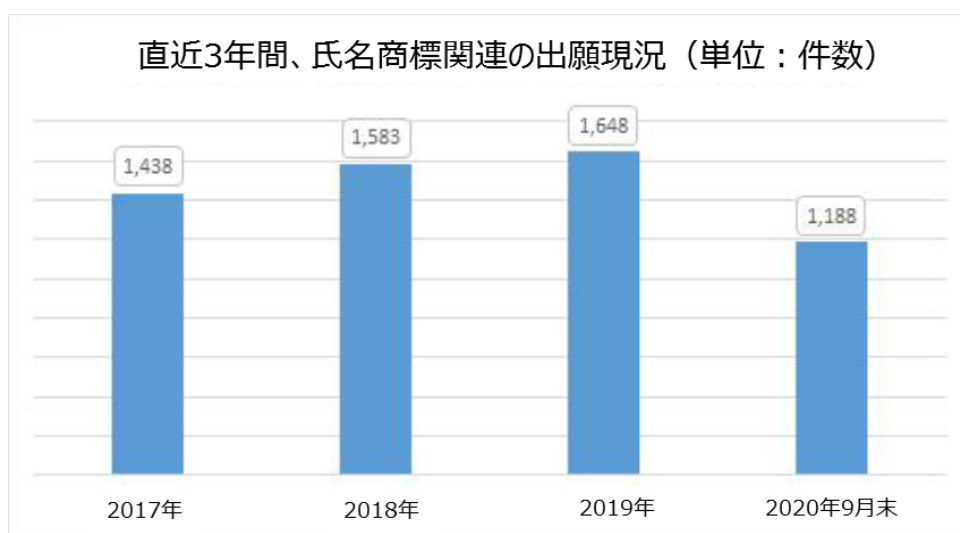
#### 4-2 韓国語の「氏名商標」出願が増加、商標登録の可能性も高い

韓国特許庁 (2020.10.26.)

商品に自分の名前をつける！

最近氏名を使った商標（以下、氏名商標）に関連する出願が増えている。

韓国特許庁によると、2017年に1,438件だった氏名商標に関する出願が2019年には14.6%増の1,648件となった。過去3年間に於ける年度別の氏名商標に関する出願件数は、2017年1,438件から2018年1,583件（10.0%）、2019年1,648件（4.1%）、2020年9月末の基準で1,188件と調査された。



ここ3年間の商品種類別（業種を含む）で見ると、飲食店1,109件（19.0%）、企業経営業663件（11.3%）、教育業・芸能娯楽業424件（7.23%）、コーヒー・お茶330件（5.63%）、肉類・魚類315件（5.38%）、化粧品306件（5.22%）、科学機器233件（4.00%）の順で分析された。

主要な出願商標には、ペク○ウォンの元祖サムパッ屋、ホン○ギョンドハンサン（お膳）、イム○ジョンの焼酎1杯などの有名な芸能人の氏名から、パク○ヨンのチゲ鍋くつつつ、イ○ジョンの博士コーヒー、パク○ムンの一万ウォン豚、キム○クァンの写真館、ソン○ジャの胚芽化粧品、クァク○ロの女性病院など一般人の氏名商標も多く出願されている。

氏名商標に関する出願が増加する理由は、本人の名前を商標として使用することで、品質保証とともに、消費者に信頼感を与えることができ、自分だけの固有の名前という点で商標としての識別力が明確であるため、商標登録を受けやすいという理由が反映されたと解釈できる。

※氏名商標のうち、出願割合が最も高い飲食業を対象に、最近3年間（2017～2019/2020年9月末を含む）における商標登録の状況を分析した結果、氏名商標の登録件数は全体出願の1,109件のうち499件が登録され45%を占めており、非氏名商標の登録件数は全体出願の71,258件のうち27,712件が登録され38.9%を占め、氏名商標の登録率が6%高いことが分かった。

自分の氏名を商標出願する際に考慮すべき事項は、同名二人が自分の名前で同一または類似な商品に対して商標を先に出願するか、または登録した場合に商標登録が拒絶され、他人の著名な氏名と自分の氏名が同一または類似な場合には、その他人が商標を先に出願するか、または登録しなくても、その著名な他人の承諾を受けなければ、商標登録を受けられないという点に注意しなければならない。

ただし、先登録商標と同一の商標であっても、自分の氏名を普通に用いられる方法で表示する商標に対しては、登録商標権者がその商標の使用を禁止することはできない。

特許庁の商標デザイン審査局長は「氏名商標出願の増加は、他人の商品と差別化および競争力強化のための出願人の意志が反映されている」とし「今後も氏名商標などのように韓国語の商標が積極的に開発され、韓国はもちろん、世界市場に広がる韓国の代表商標になることを期待している。

## その他一般

### 5-1 非対面サービスロボット関連の特許出願が急増

韓国特許庁（2020.10.26.）

非対面サービスへの移行、サービスロボットが前倒しする

「顧客が店に入ると、ロボットが顧客を案内する。顧客が椅子に座ると接客ロボットが顧客の注文を確認し、シェフロボットがキッチンで料理をした後、その料理を顧客のテーブルまで運ぶ。」新型コロナウイルスのパンデミックにより安全なサービスを求める現

状を反映するかのように、非対面サービスを提供する多様なサービスロボットが登場している。

韓国特許庁によると、非対面サービスロボットに関連する特許出願が活発であることが分かった。年度別の出願現況を見ると、2011～2015年には年間21件に過ぎなかったが、2016年には55件に急増し、2019年には109件で2015年以降、年平均43%と著しい増加傾向を見せている。

ここ10年間（2011～2020年）の特許出願動向を出願人の類型別にみると、大手企業が31%（152件）、中小企業が31%（152件）を出願し、最も高いシェアを占めている。これは、韓国国内の大手企業が非対面サービスロボット分野の技術開発をけん引し、中小企業がサービスを提供するロボット市場を形成することで、技術開発が活発に行われているためであると判断できる。その次に、大学・研究所が18%（91件）、個人15%（73件）、外国人5%（27件）の順であった。

非対面サービスロボットにおける分野別の動向を見ると、案内・接客ロボット関連が254件（51.3%）で最も多く出願されており、物流・配送ロボット関連の出願が161件（32.5%）、ヘルスケア関連の出願が80件（16.2%）で調査された。

ホテル、図書館、空港、レストランなどで主に活用されている案内・接客ロボット関連の出願は2016年に大幅に上昇して以来、徐々に増加しており、店舗や倉庫の配送先を回りながら無人で宅配を配送する物流・配送ロボット関連の出願は、2017年を基点に大幅に増加したことが分かった。

特にヘルスケアに関連するサービスロボットの出願は、2020年（8月時点）には23件で、前年（2019年8件）に比べて187%増加し、殺菌や消毒など防疫関連のロボット（10件）、検体採取ロボット（4件）など新型コロナウイルスを克服するための出願が急増したと調査された。

特許庁の知能型ロボット審査課長は、「新型コロナウイルスがもたらした社会・経済全般にわたる変化を乗り越えるための解決策としてサービスロボットが浮上しており、AIおよび自律走行技術を融合したサービスロボットは、成長可能性の最も大きい技術分野の一つであり、それに関連する特許出願は持続的に行われると予想している」とし、「持続的な研究開発とともに、それを保護できる強力な知的財産権を確保する必要がある」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム